

令和7年度

兵庫ひきこもり相談支援センター（地域ブランチ）

運営事業企画提案募集要綱

令和7年2月

兵庫県県民生活部男女青少年課

1 事業目的

ひきこもりの長期化等への対応の充実を図るため、青少年を対象とした「兵庫ひきこもり相談支援センター（以下「センター」という。）」を設置し、地域相談会やアウトリーチ型の訪問支援等を通じてひきこもり者の支援を行うことを目的に、「兵庫ひきこもり相談支援センター（地域ブランチ）（以下「地域ブランチ」という。）」を、県内5地域のひきこもり支援団体等（以下「団体等」という。）に委託して実施する。

このため、事業を委託する団体等を募集する。

2 地域ブランチの概要

対象地域	県内5地域（阪神、播磨、但馬、丹波、淡路） 阪神：阪神南県民センター、阪神北県民局管内 播磨：東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局管内 但馬：但馬県民局管内 丹波：丹波県民局管内 淡路：淡路県民局管内
対象者	ひきこもりに悩む当事者及びその家族等
実施事業	(1) 地域相談会の実施：年1回以上（但し、播磨地域は年2回以上） (2) 訪問支援事業の実施：月2回程度 (3) 地域連携ネットワークの構築：年1回程度 (4) ひきこもりサポーターの活用：随時 (5) ひきこもりサポーターフォローアップ研修の実施：年1回程度 (6) 市町支援の実施（地域内の県民センター・県民局単位ごとに年2回以上） (7) 学校と連携した地域相談機能強化事業の実施：随時 詳細については、県の指示に従うものとする。

3 委託業務の内容等

(1) 地域相談会	ひきこもり等に関するセミナーを開催し情報提供するとともに、セミナー終了後、個別相談会を実施する。
(2) 訪問支援	電話相談や面接相談の中で、家庭訪問による支援が適切であると判断されたケースについて、アウトリーチ型の訪問支援を行う。なお、訪問支援対象者はケース会議（*1）、もしくはセンターと協議のうえ決定し、支援内容について報告すること。
(3) 地域連携ネットワーク	地域の健康福祉事務所、こども家庭センター、民生委員児童委員連合会、発達障害者支援センター、市町社会福祉協議会などの機関でネットワークを構築する。
(4) ひきこもりサポーターの活用	県が育成した「ひきこもりサポーター」（*2）を、地域ブランチが行う市町支援、相談業務や訪問支援等で活用し、サポーターの活動が地域に浸透する体制づくりを推進する。
(5) ひきこもりサポーターフォローアップ研修	県が育成した「ひきこもりサポーター」の活動の定着及び充実のため、実際のサポーター活動における課題や今後の対応方法などについて研修を実施する。
(6) 市町支援	地域内の各市町がひきこもり支援体制の充実を図ることを支援するため、居場所設置の普及促進や市町連絡協議会・研修会を通じて地域ブランチが持つひきこもり支援のノウハウや情報共有等を図る。（*3）
(7) 学校と連携した地域相談機能の強化	不登校児童生徒の中学校卒業・高校中退の後も、適切な支援へ円滑に接続するため、学校と連携しながら支援を行う青少年地域支援員を配置する。（*4）
(8) 開設時間中の対応	原則として1名以上の職員を常駐し、相談可能な体制とする。

※ 上記「2 地域ブランチの概要」及び「3 委託業務の内容等」について、センターと連携して実施し、連携上必要な業務内容や開設時間内の常駐人員数等については必要に応じ県と協議すること。

- (* 1) ケース会議
電話相談員、専門のアドバイザー、保健所・支援団体等の関係機関等により構成すること
- (* 2) ひきこもりサポーター
潜在するひきこもり者に早期に気づき、適切な支援へつなぐ体制を地域全体で構築するため、ひきこもり本人や家族等の支援に関心のある方を対象に県が実施した育成研修を修了し、活動登録した地域住民等
- (* 3) 市町支援員の設置
地域ランチが持つひきこもり支援のノウハウや情報等を生かし、地域内の県民センター・県民局単位ごとに年2回以上訪問のうえ、助言や関係者間の連絡調整等を行う市町支援員を設置し、申請様式4（「5 応募等について」参照）に明示すること。
- (* 4) 青少年地域支援員の設置
地域内の中学校・高等学校と連携しながら、情報の収集、学校・要支援者との対面による関係構築、卒業・退学後の本人・家族への訪問相談を行う青少年地域支援員（週4勤務・1名）を設置し、申請様式4（「5 応募等について」参照）に明示すること。

4 委託料等

(1) 委託料

金4,250,000円以内（阪神）、金5,700,000円以内（播磨）、金3,250,000円以内（但馬）、金2,950,000円以内（丹波）、金3,100,000円以内（淡路）（いずれも消費税含む）
 企画提案内容については、委託料（消費税含む）の範囲内で提案すること。
 なお、金額については、予算可決前であるため変更の可能性がある。変更となる場合は、速やかに連絡する。

(2) 委託対象経費

本事業に係る委託対象経費は、以下に定めるものとする。

ア 地域相談会の実施	① 謝金 ② 旅費（講師・地域ランチ職員） ③ 会場費 ④ チラシ作成費・通信運搬費
イ 訪問支援の実施	① 謝金 ② 旅費 ③ 通信運搬費
ウ 地域連携ネットワークの構築	① 謝金 ② 旅費（講師・地域ランチ職員） ③ 会場費 ④ 資料作成費・通信運搬費
エ ひきこもりサポーターの活用	※「カ 市町支援事業」においてサポーターを活用する場合はサポーターの旅費を対象経費とする。
オ ひきこもりサポーター フォローアップ研修の実施	① 謝金 ② 旅費（講師・地域ランチ職員） ③ 会場費 ④ 資料作成費・通信運搬費
カ 市町支援事業	① 謝金 ② 旅費（地域ランチ市町支援員等、ひきこもりサポーター） ③ 資料作成費・通信運搬費
キ 学校と連携した地域相談機能 強化事業	① 人件費 ② 旅費 ③ 通信運搬費
ク その他	ランチの運営に必要な人件費（恒常的な職員に係る人件費を除く）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借上料、その他県が必要と認めた経費

(3) 委託料の支払

支払い 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料の支払いは原則精算払いとし、支払時期は令和8年4月以降となる。 ・ 委託団体の財政状況等によって、前金払いを行う場合がある。ただし、その場合は、当該年度終了後に実績に基づき精算を行う。 ・ 前金払いの場合、第1回目の支払い時期は別途連絡する。
委託額 の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、県が必要と認める場合は、委託料を変更する場合がある。

(4) その他

費用徴収	・ブランチとして実施する相談料、セミナー受講料等の費用は、利用者から徴収しないこと。また、テキスト代等を実費徴収する場合は、県と事前に協議すること。
------	----------------------------------------------------------------------------

5 応募等

応募資格	兵庫県内に主たる事務所を有する団体等であって、次の要件を満たすもの。 ① 業務を遂行する能力を有する団体であること。 ② 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。 ③ 暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。
応募期間	令和7年2月20日(木)～令和7年3月5日(水) 17:00必着
提出書類	申請様式1～4及び事業実施団体資料 ① 定款もしくは団体の規約 ② 役員、構成メンバーの名簿 ③ 団体の活動実績が分かる書類(令和5年度団体決算報告書・事業実績書、令和6年度収支予算書、事業計画書等)
提出方法	[提出先] 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県民生活部男女青少年課 青少年育成班 [提出部数] 正本1部、副本9部 [提出方法] (・資料は原則A4タテ版、両面印刷、左上1点綴じ) (・ページ番号を付すこと) 持参・郵送可。なお、提出書類は返却しない。 今回の企画提案にかかる一切の費用は、応募団体の負担とする。

6 審査等

審査日程	企画提案審査会を、別途、書類審査等により実施する。
審査基準	事業遂行能力、事業の効果・効率性、企画提案事業の内容、事業の総合評価
審査方法	(1) 提出書類をもとに、県において事前審査を行い、後日有識者等による企画提案審査会で内容を審査する。 (2) 企画提案審査会において、提出書類をもとに、審査委員が評価を行い、その結果に基づき県が委託団体を決定する。 ※ なお、令和7年度事業の具体的な内容等については、委託団体決定後、委託団体と県と連携して事業を実施することとする。
審査決定	審査会終了後、県ホームページにより公表する。(個別の問合せには応じない。)

7 業務報告・留意事項

業務報告	・委託業務終了後に事業実施報告書を提出すること。 ※ 報告書の様式は別途指定する。 ※ 委託契約期間中、必要に応じて、事業実施内容を確認することがある。
------	------------------------------------------------------------------------------------

留意事項	<p>〈審査に関すること〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類に不明な点がある場合、事務局から確認を行うことがある。 ・ 書類審査であることから、必要事項は様式に必ず記載すること。（プレゼンテーションは予定していない。） <p>〈事業の変更・中止に関すること〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託する事業内容は、団体からの実施企画書等をもとに、県と協議の上決定すること。 ・ 実施仕様書及び採用された実施企画書に記載のない事項、または事業運営にあたり疑義が生じた場合は、県と協議し、決定すること。 <p>〈地域ブランチ設置に関すること〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入口に「兵庫ひきこもり相談支援センター（地域名）ブランチ」と明示する。 <p>〈事業実施に関すること〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の遂行上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。 ・ 個人情報「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。 <p>〈委託料の支払いに関すること〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、精算払いとする。なお、必要があると認めるときには、委託料の前金払いを行うことができる。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

問い合わせ先 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 兵庫県県民生活部男女青少年課 青少年育成班
 TEL：078-341-7711（内線 2745） FAX：078-362-3891